

## 認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱

### 1. 開催目的

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（以下「講習会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（平成 26 年 5 月 20 日施行）（以下「認定制度実施要領」という。）の 4 (2)②（新たに認定を受けようとする者）及び 11(1)③（更新認定を受けようとする者）に規定する研修として開催する。

### 2. 実施主催者

実施主催者は、一般社団法人薬学教育協議会及びその支部、都道府県薬剤師会及び都道府県病院薬剤師会並びに公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「薬剤師研修センター」という。）が認めた者とし、薬剤師研修センターを共同主催者とする。

### 3. 対象者

- (1) 認定制度実施要領 4 (2)②に規定する研修のための講習会の対象者は、認定制度実施要領の 5 に規定する受講資格を満たす者とする。
- (2) 認定制度実施要領 11(1)③に規定する研修のための講習会の対象者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から 5 年以上を経過した者とする。

### 4. 実施内容・方法等

#### (1) 講習会実施責任者

講習会の実施に当たっては、実施責任者 1 名を置くこと。実施責任者は講習会の企画、運営、進行等を行い、その総括責任を負うものとする。

#### (2) 実施内容

講習会は集合講習会形式の研修（座学講習）とし、その内容は次のとおりとする。

##### ① 認定制度実施要領の 4 (2)②に規定する研修のための講習会

講座①（60 分程度）、講座②（60 分程度）及び講座③（90 分程度）

##### ② 認定制度実施要領 11(1)③に規定する研修のための講習会

講座④（内容は講座②に同じ。）

実施に際しては、原則として薬剤師研修センターが作成した DVD を用いる。ただし、DVD を用いて実施するのと同程度以上の内容を担保できる場合は、講師による集合講習形式の研修（座学講習）として行うことができる。

なお、講座④は講座②と同一内容であり、同じ DVD を使用するので、講習会の実施に当たっては遺漏のないよう留意すること。

#### (3) 実施方法

- ① 認定制度実施要領 5 に規定する受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効であることから、講習会の開催に当たっては、受講しようとする者に対してその旨を周知するとともに、受講資格を満たしていることを確認すること。また、講習会において、受講証は有効期間が 6 年間である旨を周知するこ

と。

②講習会の開催に当たっては、受講者の利便を考慮して日時等を決定すること。

③講座①、②及び③は、この順で受講することと規定されていることから、原則としてこれらは同一の日にこの順で開催すること。やむを得ず異なった日に開催する場合は、受講証の提示を求めて、受講者がこの順で受講することを確認すること。

④1つの講座を分割して異なった日に開催することは認めない。

⑤認定制度実施要領4(2)②に規定する講習会と、同11(1)③に規定する講習会を同一の日に開催することを考慮されたい。

#### (4)実施条件

①薬剤師研修センターの共催となっていること（薬剤師研修センターが共催を承諾した場合、実施主催者に共催承諾書を交付する）。

②プログラム及びテキストが用意されていること。なお、テキストは、薬剤師研修センターが所有する原稿に基づいて、実施主催者が準備する。

③公開型の講習会であること（プログラム中に公開型であることが明記されていること）。

④プログラム中には、30～40分程度の成果報告書作成時間が設けられ、かつ、当日提出すべき旨が明記されていること。ただし、講座④については、成果報告書の提出は不要である。

#### 5. 開催申請

実施主催者は、開催日の3週間前までに、薬剤師研修センターに所定の申請料の振込明細の写し及び当日のプログラムを添えて共同主催の申請を行うこと（認定実務実習指導薬剤師養成講習会共催申請書：別紙 認定実務様式4）。

この場合、講座②と講座④は同じDVDを使用することから、両者を同一の会場かつ同一の時間枠で行うことも可能である（この場合のみ申請料は1講座分で良いものとする。）が、講座②の受講者と講座④の受講者では、成果報告書の提出の有無が異なることから、受講証の交付に当たって誤謬が生じないように注意すること。

なお、薬剤師研修センターが作成したDVDを用いず、講師によって行おうとする場合は、十分な時間的余裕を持って薬剤師研修センターへ相談すること。

一旦振り込まれた申請料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、実施不可となった場合でも返却しない。また、この申請料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細を以て領収証に代える。

## 6. 受講証の発行等

実施主催者は、講習会を受講し当該講座の成果報告書を提出した者（講座④の場合は、当該講座を受講した者。）に対して、薬剤師研修センターが定める様式の受講証を発行すること。この受講証は、認定実務実習指導薬剤師の認定申請又は更新申請を行う際に必要であるので、取扱いに留意するよう交付時に伝達すること。

受講証の交付と引き替えに受領した成果報告書は、実施主催者が保管（保管期間1年）すること。

## 7. 終了報告

講習会を実施した者は、その終了後2週間以内に、認定実務実習指導薬剤師養成講習会終了報告書（別紙 認定実務様式6）を、薬剤師研修センターに提出すること。

## 8. 改正手続き

本要綱の改正は、認定実務実習指導薬剤師認定委員会の承認を要する。

附則（平成27年3月25日）

- (1)本要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- (2)「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会実施要綱（平成23年4月1日適用）」及び「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会の開催指針」は、平成27年3月31日限り廃止する。
- (3)実務実習様式5（共催承諾書）及び実務実習様式7（受講証）は別途定める。なお、成果報告書の様式は任意であるが、見本を別途示す。

附則（平成29年3月29日一部改正）

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附則（平成30年3月1日一部改正）

本要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附則（令和2年3月30日一部改正）

本要綱は、令和2年4月1日より施行する。ただし、振込みは申請書の提出前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする旨の規定は、令和2年7月1日より施行する。